



長野県報

4月15日(木)
平成16年
(2004年)
第1550号

目次

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則(危機管理・消防防災課) 2

告 示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定及び指定居宅介護支援事業者の指定(高齢福祉課) 2

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の事業所の廃止(高齢福祉課) 4

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定の辞退(高齢福祉課) 5

身体障害者福祉法に基づく医師の指定(障害福祉課) 6

身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者の氏名の変更(障害福祉課) 6

身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更(障害福祉課) 7

身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定の辞退(障害福祉課) 7

昭和50年長野県告示第97号(騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定)の一部改正(公害課) 7

昭和50年長野県告示第114号(悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準を指定)の一部改正(公害課) 8

昭和52年長野県告示第683号(振動規制法に基づく規制地域の指定)の一部改正(公害課) 8

平成11年長野県告示第182号(環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定)の一部改正(公害課) 9

産業廃棄物処理施設の変更許可の申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書の縦覧(廃棄物対策課) 10

訓練手当支給要綱(昭和41年長野県告示第641号)の一部改正(産業活性化・雇用創出推進局) 11

基本測量の実施(2件)(監理課) 14

基本測量の終了(監理課) 14

公共測量の終了(3件)(監理課) 14

公共測量の作業期間の変更(監理課) 15

道路の区域変更(道路維持課) 15

長野県高等学校奨学金及び遠距離通学費貸与規程(昭和55年長野県教育委員会教育長告示第1号)の一部改正(高校教育課) 16

運転免許取得者教育の認定に関する規則に基づき認定を受けた者の所在地の変更(東北信運転免許センター) 16

公 告

一般競争入札(危機管理・消防防災課) 17

保育士試験(青少年家庭課) 17

一般競争入札(医務課県立病院室) 19

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室) 19

県営土地改良事業の工事の完了(土地改良課) 20

土地改良区の定款変更認可(土地改良課) 20

県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分(土地改良課) 20

市街地再開発事業の施行認可(建築管理課) 20

土地改良施行協議の審査結果の縦覧(土地改良課) 20

土地改良事業の工事の完了(2件)(土地改良課) 20

土地改良区の役員の就任及び退任(4件)(土地改良課) 21

特定調達契約に係る落札者(下水道課) 22

水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(水道課) 22

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年 4月15日

長野県知事 田中 康夫

長野県規則第23号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和34年長野県規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1のイの(イ)中「246万8,000円」を「243万3,000円」に改め、同表の3のウの(7)中

円	円	円	円	円	円
17,300	22,200	32,800	39,200	49,800	7,200
28,600	36,900	51,600	60,500	75,800	10,400

を

円	円	円	円	円	円
17,300	22,200	32,700	39,100	49,600	7,200
28,500	36,800	51,400	60,300	75,600	10,300

に改め、同ウの(イ)中

17,000	20,100	を	16,900	20,000	に改め、同表の6のイ中「52万5,000円」を「51万9,000円」に改め、
--------	--------	---	--------	--------	--

同表の9のウ中「18万9,000円、小人15万1,200円」を「19万3,000円、小人15万4,400円」に改め、同表の11のウの(7)中「3,200円」を「3,300円」に改め、同表の12のイ中「13万8,500円」を「13万7,000円」に改める。

別表第2の1のアの(7)中「1万7,600円」を「1万7,400円」に改め、同アの(イ)中「1万2,100円」を「1万1,900円」に改め、同アの(ウ)中「1万1,600円」を「1万1,400円」に改め、同アの(エ)中「1万7,400円」を「1万7,200円」に改め、同アの(オ)中「2万900円」を「2万700円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則別表第1の9及び11の規定は、平成16年4月1日から適用する。

危機管理・消防防災課

告示

長野県告示第277号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成16年 4月15日

長野県知事 田中 康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
社協篠ノ井ヘルパーステーション	長野市篠ノ井小森587番地1	平成16年4月1日
社協三陽ヘルパーステーション	長野市西尾張部1124番地6	〃 〃
社協柳町ヘルパーステーション	長野市三輪5丁目3番地	〃 〃
社協吉田ヘルパーステーション	長野市吉田3丁目22番地41	〃 〃
社協安茂里ヘルパーステーション	長野市安茂里1775番地	〃 〃
社協氷鉦ヘルパーステーション	長野市稲里町中氷鉦405番地	〃 〃